

滋ト協第 3 3 0 号
令和 8 年 1 0 月 5 日

会 員 各 位

一般社団法人 滋賀県トラック協会
会 長 松 田 直 樹
(職印省略)

「全ト協表彰規程による表彰」候補者の推薦について（連絡）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、協会運営につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、例年のとおり標記表彰が実施されますので、別紙「公益社団法人 全日本トラック協会表彰規程」をご覧頂き該当者がおられましたら、ご推薦くださいますようお願い申し上げます。

なお、締切期限厳守でお願い申し上げます。推薦期限終了後は推薦なきものとして扱い、全ト協へ報告致します。

敬具

記

1. 提出書類及び部数

- | | |
|-----------------|-----|
| ① 功績調書（様式第 1 号） | 2 部 |
| ② 履歴書 | 2 部 |
| ③ その他選考の参考となる資料 | 2 部 |

2. 推薦期限

1 1 月 6 日（金）期限厳守

- ※ ① 過去、全ト協から同種の感謝状、表彰状を受けた者は除外する。
② 勤続年数・年齢等は、令和 8 年 1 2 月末日で算定する。

以上

公益社団法人全日本トラック協会
表 彰 規 程

別添 1

(表彰の目的)

第1条 この規程は、本会の運営ならびにトラック運送事業及び利用運送事業の健全な発展に寄与すると共に、当該事業の社会的地位の向上に貢献した者の功績を讃え表彰することを目的とする。

(表彰者)

第2条 この規程に定める表彰は、公益社団法人全日本トラック協会会長（以下「会長」という。）の名により行う。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は次のとおりとする。

- 一 感謝状
- 二 表彰状
- 2 表彰には賞金あるいは副賞を附与することができる。
- 3 感謝状は次の者に贈呈する。
 - 一 トラック運送事業及び利用運送事業の役員
 - 二 事業者団体（会員）の役員
- 4 表彰状は次の者に贈呈する。
 - 一 トラック運送事業の運転者及びその他の従業員並びに利用運送事業の従業員
 - 二 事業者団体（会員）の職員

(被表彰者の選考基準)

第4条 被表彰者は次の基準により選考するものとする。

- 一 トラック運送事業及び利用運送事業の役員として20年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の者
- 二 事業者団体の役員として15年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の者
- 三 トラック運送事業の運転者及びその他の従業員並びに利用運送事業の従業員で次に掲げる者

- イ 危難をかえりみず職責を遂行し、または重大事故を未然に防止し、その功績が顕著な者
- ロ 有益な発明、考案、改良または研究を行い運送業務に著しい貢献をした者
- ハ 運転者として30年以上勤務し、成績優秀な者
- 四 事業者団体の職員として20年以上その業務に精励し、当該事業の発展に著しく寄与し、その功績が顕著な者

(被表彰者の推薦)

第5条 被表彰者の推薦をしようとする第1種普通会員は、毎年12月末日までに次の書類に順位をつけて会長に推薦する。

- 一 功績調書（様式第1号）
- 二 履歴書
- 三 その他選考の参考となる資料

(被表彰者の選考)

第6条 被表彰者の選考は理事会で行い、表彰する。

(特 例)

第7条 第4条に掲げる選考基準の外、トラック運送事業及び利用運送事業の社会的、経済的地位の向上に寄与したと認められる者があったときは、正会員の申し出により前条の規定にかかわらず、会長はこれを表彰することができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和54年5月22日から実施する。
- 2 この規程は、平成26年6月4日から実施する。

令和 年 月 日

功 績 調 書

協会名

1. 事業所の住所 及び名称 代表者氏名	
2. 被表彰候補者の 役職 ふりがな 氏 名 生年月日	 昭和・平成 年 月 日 生まれ
3. 推薦順位	
4. 推薦理由	
5. 賞罰、勤務成績、 素行等、参考と なる事項	